２０２６年 １１月 １１日
九州電力送配電株式会社

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は，この度，電気事業法第20条第２項ただし書の規定に基づき承認にかかる申請を行なった電気最終保障供給約款以外の供給条件（2026年12月の検針日から2027年３月の検針日の前日までの期間に適用）において，消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価等を設定することといたしましたので，電気事業法施行規則第36条の規定に基づき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお，請求の方法については，従前のとおりでございます。

また，別表１（燃料費調整額の算定）⑵ロ㈱に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第３位で，別表２（基準単価）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第４位で四捨五入しております。

（１） 別表１（燃料費調整額の算定）⑵ロ㈱に定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
2026年12月の検針日から2027年１月の検針日の前日までの期間 １キロワット時につき	0.50	0.05
2027年１月の検針日からから2027年３月の検針日の前日までの期間 １キロワット時につき	2.30	0.21

（２） 別表２（基準単価）に定める基準単価

区分および単位	基 準 単 価	消費税等相当額
	円 銭 厘	円 銭 厘
１キロワット時につき	0.098	0.009